

主な審議の内容

(国立病院機構物品調達業務の契約期間の変更)

1 「公共サービス改革基本方針」の別表に定める本業務の契約期間

「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成 24 年 1 月閣議決定)において国立病院機構は「平成 26 年 4 月に固有の根拠法に基づき設立される法人に移行する」とされたことを踏まえ、「公共サービス改革基本方針」(平成 24 年 7 月閣議決定)別表において、本業務の契約期間は以下のとおりとされた。

「公共サービス改革基本方針」の別表(関係部分抜粋)

<p>ウ (独)国立病院機構の物品調達業務</p>	<p>○ (独)国立病院機構の物品調達業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】</p> <p>(略)</p> <p>【契約期間】</p> <p>平成 25 年 7 月から平成 26 年 3 月までの 9 ヶ月間</p> <p>平成 26 年 4 月以降は、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成 24 年 1 月閣議決定)において、平成 26 年 4 月に(独)国立病院機構は固有の根拠法に基づき設立される法人に移行するとされたことから、現在、「国立病院及び労災病院の新しい法人制度に関する検討会」において新しい法人制度の在り方について検討しており、これらの結果等を踏まえ検討する。</p>
---------------------------	---

2 了承された実施要項における契約期間

上記に基づき、本業務の実施要項においては、契約期間を平成 25 年 7 月から平成 26 年 3 月までの 9 か月間として、平成 25 年 2 月 5 日の第 104 回官民競争入札等監理委員会(書面審議)の議を経て了承されたところ。

3 実施要項における契約期間の変更について

政権交代を踏まえ、今般「平成 25 年度予算編成の基本方針」(平成 25 年 1 月閣議決定)において、前述の「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」は当面凍結し、独立行政法人の見直しについては引き続き検討、改革に取り組むとされたことから、平成 26 年 4 月に予定されていた新法人への移行については、遅れることが濃厚となったところである。

については、現在 9 ヶ月とされている契約期間について、

- ・ 現行事業に比べ短期間であることから、価格の上昇が懸念されること
- ・ 次回入札のための準備期間が極めてタイトになること
- ・ 各病院での一般的な調達時期を踏まえると、年度単位が妥当であること

を考慮し、別添の実施要項(案)6 ページのとおり、平成 25 年 8 月から平成 27 年 3 月までの 1 年 8 ヶ月に変更することを確認した。